臨時増刊 1970年 8月10日号

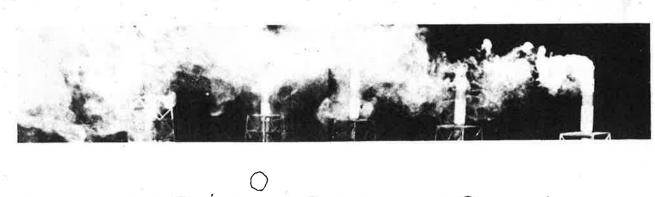
特 公 等 態 対策 集的 課題



足尾・別子事件 水俣病・イタイイタイ病 農薬・食品・薬品 公害と健康 経済的損失 公害反対運動・研究集会 公害訴訟 公害対策基本法・個別立法 公害行政 環境基準 条例・協定 防止産業・防止技術 対策上の法的課題 私法的救済の問題

No. 458

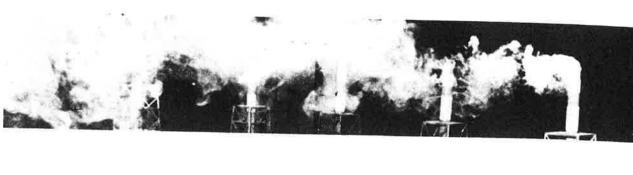
有提唱



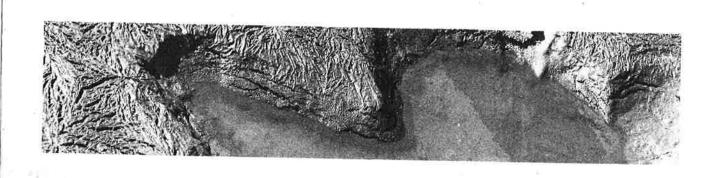
特集 公宝——実態·対策·法的課題

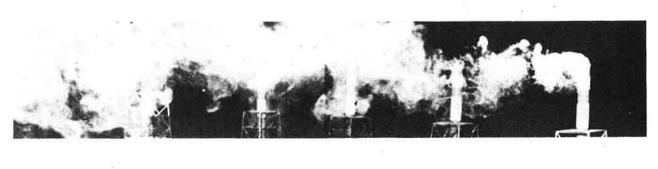
部/公害はどのように明らかにされてきたか、その実態は 部/公害はどのように明らかにされてきたか、その実態は 資本主義の発展と公害問題 神岡浪子



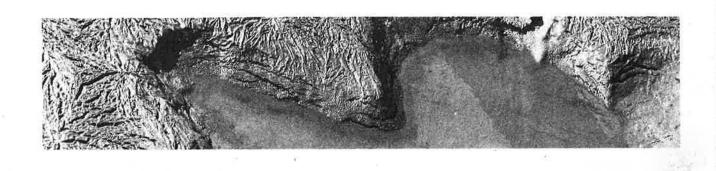


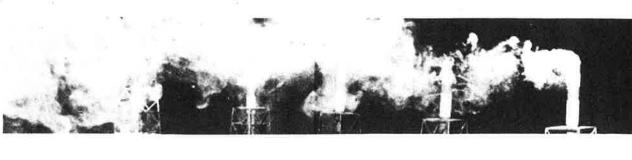
公害による被害と損失



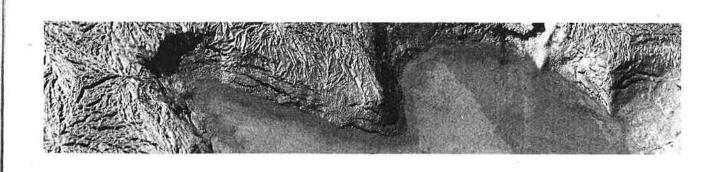


広域公害規制―その現状と課題 猿田勝美・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	企業との公害防止協定―横浜方式 鳴海正泰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大阪府の新公害防止条例、大塚知一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	止条例―その全国的概観と問による公害行政の課題	③ 自治体の公害防止対策──その可能性を探る公害防止計画策定の意義と現状 藤森昭 ─ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	環境基準 加藤 寛・橋本	自動車排気ガスの環境基準 田村浩一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)に達く、30、後とかに後く最急を生事業団による公害防止事業 長沢 満・・・	く各省庁による。	厚生省の公害防止行政「橋本道夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	② 公害対策行政―その現状と課題	公害紛争処理法の成立 野村正幸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	被害者救済のための特別法 野村好弘	地盤沈下の現況とその防止立法――エ業用水法・建築物用地下水採取規制法 石村善治・	航空機騷音障害防止法 梶原 清	騒音規制法――その騒音防止上の問題点(伊藤高義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	水汚濁防止法 田付	水質保全法・工場排水法―最近の改正動向にふれて「宮川勝之・・・・・・・・・・・
287 284					1 247						211			•			





0 〈付録〉 産業廃棄物の処理技術 地域冷暖房の実験的試み 排水処理技術の開発と普及 脱硫技術の開発と普及 0 公害の差止請求 公害における因果関係 公害における責任の主体 公害罪の立法問題 第三部/公害をめぐる法的課題はどこにあるか、その解決は 外国における公害対策立法の動向 自動車排気ガス浄化技術の現状と将来 公害防止産業の生成と将来 企業の公害防止対策に関する一考察 公害法制の展開とその法的課題 公害における故意・過失と違法性 公害防止事業に係る費用の事業者負担について 〈資料〉 環境汚染防止に関するニクソン大統領の教書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 公害対策立法上の問題点 公害の私法的救済の問題 外国における公害対策 公害法の課題 公害防止技術の開発と普及 企業の公害防止対策と公害防止 藤木英雄..... 牛山 山田 仲井由之…………… 森島昭夫: 清水邦雄………… 森 積..... 剛..... 啓祐:.... 公害の法理論的検証 産業 淡路剛久…… 河合義和・・・ 山 八卷直臣…… \Box 務 成田頼明……… 河合義和 女屋一夫 共同P提供 402 392 386 380 372 365 361 354 298 292 344 334 330 324 320 314 304



第一部②=現代の公害

平衡が事件の展開を方向づけた。これら

水 俣

日本の公害の原型

傾向が出てきたように思われる。 間が経過するにつれてますます増大する 現代日本の歴史の上に重要な意味を その病気の悲惨さに類がな 日本の公害の原型とし この事件の重みは、 時

1 1 7 7 1

7

事件をめぐって動き、 特性に応じて反応し、 らされたのは一三年のちのことであっ 上を費やし、その全貌が白日のもとにさ を解明するまでに病気の発見から六年以 ど複雑なものではなかったが(1)、これ ひきおこしたという因果関係は、それほ 濃縮されて、それを食べた人間に病気を 工場排水の中に含まれていた微量の有 すべての機関・組織が、それぞれの 海中の生物に蓄積され、魚に 地域社会を構成する各階 その勢力の徴妙な 種々の政治勢力が る(2)。

されるゆえんはここにある。 型として、社会科学的な解析のよい対象 となる。水俣病が日本の公害の原型とな 公害に対する社会的反応の典

世界的なものにひろがりはじめてい あわせると、この事件の歴史的重味は全 おける共通の様相を示している点を考え 干の国情の差をみせながら、管理社会に あって、それに対する社会的対応が、若 様なメチル水銀汚染が発生し、進行中で ダ、イタリー、カナダ、アメリカ等に同 スウェーデン、フィンランド、 とんど同じ社会的経過をたどったこと、 更に、第二水俣病が新潟に発生し、ほ オラン

通じて日本の化学工業の指導的立場を占 た製造技術のほとんどは、 であった。 年代の日本の産業保護政策と 高度 成長 水俣市と水俣工場の性格も、 すでに明治末年から先取りしたもの 市場独占の基盤となったものであ 特に日窒水俣工場で開発され 戦前・戦後を 昭和三〇

> 五万の工業都市となり、日窒水俣工場関 のまま近代日本の一断面となろう。 係者が市政の中枢を占めて行政を左右し が、新産業都市型の工場誘致により人口 を体現したものである(3)。明治末年人 発の歴史として、日本の化学工業の性格 本産業資本とおきかえてみよ、それはそ た。この図式の水俣を日本と、 口一万の小商港・漁村で あった 水俣 町 り、その開発過程もまた日本型技術の開 日窒を日

原因究明の過程で

る調査の進展はめざましく、わずかニュ 対策委」を組織した。このグループによ 医師会・保健所・市衛生課による「奇病 あることをただちに見抜き、市内病院・ った細川院長は、熟達した内科医であ 附属病院にかつぎこまれた。診察に当た 脳神経症状を示す数人の患者が水俣工場 この病気が全く新しい未知のもので 九五六年五月、原因不明のはげしい

> 定基準とされるほど正確な もの であっ 後述する世界中の疑わしい中毒事件の判 気の特徴は、一五年を経た現在でもなお でいた。この段階で判明した臨床的な病 だけでなくネコや犬など魚を食べる動物 ではなく何等かの中毒症状であり、 をほとんど完了して、この病気が伝染病 活環境、自然的条件などの疫学的な調査 に共通にあらわれる重大な事実をつかん 月のうちに、患者の発生状況、

かぎり埋めたのが、病気の発見者である なか進展しなかった。この制約をできる を更に発展させる方向へは、 たので、初期のすぐれた疫学的調査結果 を調査のために派遣することは困難だっ 条件では、水俣市に大学から常駐の医師 熊本大学医学部に研究の中心 が移され はこれ以上の解明はむずかしい。 た。残念なことに当時の大学の研究費の とすると、水俣市内の奇病対策委のみで この病気が化学薬品による中毒である 研究はなか そこで

純

うい・じゅん

熊本大学の手に研究が移って三年間、た。

た。魚が危険であることは広く知られ、た。魚が危険であることは広く知られ、らとれたものでも誰も買わなかった。漁民は市と県に禁漁区の設定を 陳 情 し た民は市と県に禁漁区の設定を 陳 情 し ただ、漁業補償の予算がないとの理由で全が、漁業補償の予算がないとの理由で全が、漁業補償の予算がないとの理由で全が、漁業補償の予算がないとの理由で全が、漁業補償の予算がないとのでも、どんないであることが、漁民の生活もどん 底と なっ

った。それまで医師たちは水銀のようなの症状が、水俣病と一致することがわからゆる試料から発見され、有機水銀中毒が、水俣湾の泥・魚・患者の死体などあが、水俣湾の泥・魚・患者の死体などあいた。で、大量の水銀

39

て使っている事実も判明した。の二つの工程で、大量の水銀を触媒としはすべて有機水銀説を支持した。工場内はすべて有機水銀説を支持した。工場内夏にかけて、つぎつぎとあらわれる証拠を思いもよらなかったのである。春から

を支払った。 とまどいとためらいののちに、水俣のとまどいとためらいののちに、水俣の 場側は有機水銀説そのものを認めず、漁 民の要求をはねつけた。おきまりの交渉 民の要求をはねつけた。おきまりの交渉 民の要求をはねつけた。おきまりの交渉 民の要求をはねつけた。おきまりの交渉 という前 場側は水俣病の責任とは無関係という前 提のもとに、水俣漁協に三、五〇〇万円 とまどいとためらいののちに、水俣の

された。病気の予兆として恐れられた猫 から汚染は北方にひろがり、秋には数名 の集団自殺は、対岸の島にまで及んだ。 の新しい患者が、不知火海の沿岸に発見 不知火海全域の魚は、病気をおそれて売 く、国会議員の視察団が現地を訪れたが、 としてひろがった。この時期にようや れなくなり、漁民の困窮もまた社会不安 あたり次第に事務所をたたきこわした。 て自然に暴動となり、工場に乱入して手 それをむかえた不知火海沿岸漁民三千名 件で、ようやく水俣病は全国の注目を浴 これが有名な一九五九年一一月の乱闘事 びるに至った。 この間も、 デモは、工場側の高圧的態度に憤激し 工場が新たに設けた排水口

この乱闘に参加した漁民を最初に公然れにつづいて水俣市のすべての組織が、れにつづいて水俣市のすべての組織が、大持し、操業停止命令に反対する統一戦衰を結成して、漁民を追及した。警察は線を結成して、漁民を追及した。警察は漁民の指導者を、建造物侵入と暴力行為漁民の指導者を、建造物侵入と暴力行為の疑いで逮捕した。一年近い 裁 判 の の
の
が、執行猶予つきの有罪が宣告された。これが、現在まで司法権が水俣病にかか
ち、執行猶予つきの有罪が宣告された。
これが、現在まで司法権が水俣病にかか
ち、執行猶予つきの有罪が宣告された。
これが、現在まで司法権が水俣病にかか
ち、執行猶予つきの有罪が宣告された。
これが、現在まで司法権が水俣病にかか
ち、執行猶予つきる。

この間、工場側は有機水銀説に対するこの間、工場側は有機水銀説に対すると試みた。東工大清浦教授、東邦医大戸と試みた。東工大清浦教授、東邦医大戸と試みた。東工大清浦教授、東邦医大戸と試みた。東工大清浦教授、東邦医大戸たち、日化協大島理事と、この論争で工たち、日化協大島理事と、この論争で工たち、日化協大島理事と、この論争で工たち、日化協大島理事と、この論争で工たが、工場幹で、醋酸工場の症状が現れたなに典型的な水俣病の症状が現れたない、工場幹部はこの実験の続行を禁止が、工場幹部はこの実験の続行を禁止が、工場幹部はこの実験の続行を禁止が、工場幹部はこの実験の続行を禁止し、すべてを秘密に葬った。

政府・企業の対応

であった。原因について調査を進めてい所管官庁である厚生省の態度も不可解

公害史上永久に記念すべき次の条文を含

た食品衛生調査会の水俣中毒部会が有機を申提出直後にこの部会は一方的に解散させられた。以後の研究は全く新しい構させられた。以後の研究は全く新しい構め、通産省が工場側の主張を強力に支持したのはいうまでもない。後に首相となる池田通産相が、閣議で厚相を罵倒したる池田通産相が、閣議で厚相を入る池田通産相が、関議で厚相を入る池田通産相が、関議で厚相を入る池田通産相が、関係であるが、関係であるが、関係である。

知事を中心に作られた。この時、 という噂が流れたほど事態は切迫した。 が工場にダイナマイトを抱えてとび込む 目される。 制度の適用をたくみに回避したことは注 同年に成立した水質保全法の和解の仲介 漁民と工場の間をあっせんする委員会が 産省の介入をかわすのが知事の目的だっ 用した知事の綱渡り的な努力 は実を 結 た。双方の勢力のバランスをたくみに利 した。この時同時に要求された患者補償 自ら値切って最後に一億円で交渉が妥結 び、漁民は当初の二五億円の補償要求を 追いつめられ、 が、患者側は年末を控えてぎりぎりまで に対するあっせんは、 金協定に調印した。この協定は死者三○ しかし熊本では、 人三万円という金額の低さも有名だが、 生存成人患者年金一〇万円、未成 あまりに企業側に密着した通 一二月三〇日ついに見舞 更に困難だった

んでいる。

第四条 以って見舞金の交付は打切るものと 決定した場合においては、 が甲の工場排水に起因しないことが 甲 (水俣工場) は将来水俣病 その月を

第五条 乙 (患者互助会) は将来水俣 金の要求は一切行なわないものとす 定した場合においても、新たな補償 病が甲の工場排水に起因する事が決

述した細川の実験結果があったことはい を表明してから工場側が強引に協定にわ うまでもないが、 りこませたものである。この背後には前 はなかったものを、患者側が降伏の意志 ったといえよう。 この第五条は、 あくどさはここに極ま 知事の作成した原案に

(日化協) は前年いいかげんな反論 を 発 者の業界団体である日本化学工業協会 れてしまっている。一方、化学工業経営 名目上の理由として自然消滅してしまっ いだはずの経企庁の水俣病研究連絡協議 っては反論による真相中和 の 年 で あっ ていないし、関係者すら資料の所在を忘 ど開いただけで、 く秘密のままにおざなりな会合を四回ほ 厚生省から原因究明の仕事を引きつ その結果も現在に至るまで公表され 九六〇年、安保の年は、 通産官僚の主導権下に、 年度末には予算切れを 水俣病にと 全

が出てくるので、日化協の研究費支出も 場排水説の否定とは正反対な結果ばかり の進行に伴って益々最初の前提である工 委員会なる研究組織を作らせ、これを第 の年に東大名誉教授田宮猛雄に 依頼し 大きな役割を果たしたことは否定できな 病の真相を国民の眼から遠ざけるために まった。しかしこの二つの機関が、 に委員会も結論を出さぬまま解散してし 打切られたらしく、田宮委員長の死と共 た。ところが田宮委員会の調査も、 三者機関による公正な調査として宣伝し 表して原因究明を妨害したばかりか、 (東大助教授)らを中心とする田宮 (東大教授)、大八木(教育大)、 水俣 研究

社会からどのようにそねまれ、孤立した をそらすためには役立った。この間、 かは、想像を絶していた(4)。 まじ見舞金をもらった患者たちが、 に、目下研究中ということで国民の関心 業側も何等積極的な努力をしていないの 六○年から六一年にかけて、政府も企 地域 な

にひきおこした事実も、 それが水俣病と全く同じ病変を実験動物 排水中からメチル水銀化合物を発見し、 ける感情的対立のおかげで、このころに スとならなかった。日本の大学研究の悪 しき伝統である産学協同と講座制下にお このような政府・企業の努力のおかげ 六二年に熊本大学の入鹿山が、工場 ほとんどニュー

水

する非公式発言であった。 慮の対象となり得ると言明したが、間も 者の問いに答えて、熊本地検の一検事正 年に熊本日々の記者がこの事実をスクー 秘密に葬ろうという空気が生れた。 は熊本大学の中にさえ、 を通じて唯一の、企業の刑事的責任に関 れきりになった。これが水俣病の全経過 なく千葉に転勤させられてこの問題はそ が、医学的な結論次第で企業の責任も考 ような声明を発表した。この時、 むしろ迷惑げであり、 プ(も)したときでさえ、大学側の反 応 は スクープを打消す 新聞記 六三

秘にされたが、 ことである。もちろんすべての結果は極 工場内で実証されたのは、六二年初春の れた。原因物質の単離、 水俣病の因果関係が、一点の疑いもなく 工場排水による動物の飼育実験が再開さ 細川の不屈の努力と説得が効を奏して、 致した。 工場内では、さきに実験を禁止された 入鹿山らの研究と答えは 構造決定まで、

水俣病、 新潟に再発

医学部に赴任準備のために訪れた椿教授 四年末から原因不明の奇病が、阿賀野川 河口附近に散発したが、たまたま新潟大 六五年の新潟における再発であった。六 一たん迷宮に入ったかに見えた水俣病 再び国民の眼前にひき出したのが、

等の有効な行政手段もとられていなかっ 俣病の原因究明と再発防止のために、 けられたが、 が、以前診察したことのある水俣病患者 はじめた。この努力は秘密のうちにつづ たことを暴露してしまった。すでに日 から公表のやむなきに追いこまれた。 新潟における再発は、六〇年以後、 六五年六月、 水銀中毒の調査を ふとしたこと

た新日窒は直ちに昭電に連絡し、 寄り、所見を経営首脳部に伝え、 判断した。帰途、 鹿瀬工場が汚染源として最も疑わしいと 務部長は数回にわたって細川を訪れ、調 の秘密実験の公表を訴えた。これをきい がこの場合にもあてはまったのである。 が最も疑わしい汚染源であるという法則 た。結果として、調査に協力しない企業 ず、昭電は私たちの調査をすべて拒否し 査で、私たちは阿賀野川上流の昭和電工 できない。 研究の進展に大きく寄与したことは否定 いことを確認した。この判断がその後の を訪れ、この病気が水俣病にまちがいな 病院を退職していた細川はただちに現地 査結果をきき出した。それにもかかわら 細川の診断と一週間ほどの調 細川は新日窒本社へ立 昭電総 かつて 何

されてしまったことなどの困難にあいな がら、六六年三月になって、 を中心とする研究班は、 や、汚染源と目される工程がすでに閉鎖 厚生省の委託をうけた新潟大学医学部 企業側の非協力 私たちの調

でと同様、昭電のアセトアルデヒド合成工程が最も疑わしい汚染源であると結論した。ところがこの中間報告は通産省のとく根拠のない強硬な反対によって、つ全く根拠のない強硬な反対によって、つ全く根拠のない強硬な反対によって、つけいに秘密に葬られた。 因果関係の究明過せば、第一回と全く同じ経過をたどりは、昭電のアセトアルデヒド合成である。

一回目と異なったのは、支援組織の存在である。勤労者医療協・新医師会・地区労などが連合して作った新潟県民主団区労などが連合して作った新潟県民主団をかけで、いくつかの部落に散在する患きかけで、いくつかの部落に散在する患きかけで、いくつかの部落に散在する患をの行動も盛んになった。新潟市と豊栄町は、官製組織で患者と民水対の分断を町は、官製組織で患者と民水対の分断を前ったが不成功に終わった。

品衛生調査会と科学技術庁の調整の二段論とすると言明していたが、発表後、食論とすると言明していたが、発表後、食

を経た六八年九月に、「長期汚染の基盤 ると宣伝されたが、実際には実に一年半 せいぜい二、三ヵ月で結論が最終的に出 は昭電の工場排水であるが、短期汚染の の引きのばしと骨抜きを図った。はじめ の検討が必要であると主張を変え、結論 認めた政府見解が第一の水俣病に関して 府見解として出された。この時同時に、 いては不明」というあいまいな文章が政 有無はわからない。 治力の差によるものとのうわさが被害者 差は、閨閥に象徴された二つの企業の政 全く同じ二つの事件に対する政府見解の 発表された。日窒と昭電のひきおこした ようやく熊本大学の研究結果を全面的に 水俣病の発見後実に一三年後になって、 のは言うまでもない。 の間にもあり、政治不信のもとになった 短期汚染の原因につ

民事訴訟の問いかけるもの

が最もあいまいな上に、原告側は因果関係における争点は、政府認定の因果関係工程事訴訟となるきっかけを作った。新川イタイイタイ病、二つの水俣病がすべて民事訴訟となるきっかけを作った。新川イタイイタイ病、二つの水俣病がすべて民事訴訟となるきっかけを作った。新川イタイイタイ病、二つの水俣病がなる。

上まれにみる科学的論文である準備書面 張するという最も困難な問題をえらんだ 係の立証と企業側の過失責任の存在を主 が、弁護団の熱心な努力によって裁判史 ばかりか、被告側である昭電は、 私は痛切に感じた。 果たして 裁判 は 患 学的な仕事であることを、傍観していた 学者の日常生活よりもはるかに高度に科 果関係を組立ててゆく作業は、 検証し、確実な事実のみをとり出して因 みこなし、その内容を現実にあてはめて が用意された。一見難解な科学論文を読 事実に関する証人を立てることさえ困難 者・原告側の主導権のもとに進行し、 な状態になっている。 大な政治力・金力にもかかわらず、 方の主張の説得力には大きな開きがある 職業的科 、その巨 立証 双

交流が成立したことは、長い間孤立して 与えた。水俣と熊本にそれぞれ 生省公害部長は、 ず、 償要求に対しては言を左右に して 応ぜ 新日窒)水俣工場側は、その後新たな補 心をわが心とする」市民組織 が 生 まれ も傍観していた水俣市民に、強い衝撃を いた水俣病患者と、それを同情しながら 一月にはじめて水俣を訪れ、患者相互の この間、 陳情に上京した市当局に対して、 かえって厚生省による仲裁を示唆し 患者宅をわびてまわったチッソ(元 九月の政府見解の発表で、責任を認 新潟の患者集団が一九六八年 チッソの作成した文面 「患者の 厚

の仲裁依頼状をそのまま患者側に渡し、水にのはふしぎではない。六九年六月、ったのはふしぎではない。六九年六月、ったのはふしぎではない。六九年六月、ったのはふしぎではない。六九年六月、ったのはふしぎではない。六九年六月、四つ目の公害裁判として水俣工場依存の空気のとされた。市民組織は、機関紙「告発」起された。市民組織は、機関紙「告発」起された。市民組織は、機関紙「告発」を発行するかたわら、裁判研究会を作って立証計画を側面から支え、やがてこので発行するかたわら、裁判研究会を作って立証計画を側面から支え、やがてこのがら把握し直そうとする、水俣病そのものの研究に発展している。

こそ、被告工場だけでなく、法治国日本 その国民の最底辺に生きて水俣病を業と 律とはおそろしいものであり、 日本の科学者、 の全機構が裁かれる場であるといえよ して受けていた漁民が提訴した水俣訴訟 入のときだけであったことを見ても、 代限りを意味した。 を支持し、 を経営する企業の社会的な挙 動の 表される日本の製造工場の技術と、 う。水俣病の原因となった水俣工場に代 させた行政機構の責任、 て、そして水俣病をここまで放置・激化 のこのおそれには十分な根拠がある。 元来、日本国民の大部分にとって、 司法権が介入したのは漁民の工場乱 因果関係の解明をおくらせた 最後に患者がここまで追 水俣病の経過におい 結果として企業 裁判は身 すべ これ 玉 法

らば、我々にとって裁判という制度も、そ れまで法律専門家といわれる人々に逢う 側にとって最後の手段であった。私はこ と化するのである。しかも、これは患者 れにかかわる種々な職業も全く無用の物 で被害者側に不利な結果に終わるような 係と責任のはっきりした事件が、裁判所 家の存立が問われる深刻な問題である。 る。これにこたえるか否かは、現体制の国 として、現在の公害訴訟は提起されてい 国家の中で、正義が成立する最後の機会 えらんだのであった。いわば日本という ゆく明快な答えを一度も得たことはなか ない理由を問いつづけてきたが、納得の たびに、水俣病が刑事責任の対象になら の当否を問われている。これほど因果関 おける専門家集団のすべてが、その存立 まれなかった法曹界、いわば管理社会に いつめられるまで何等の発言・行動の生 責任の立証を必要とする民事訴訟の道を た。やむなく患者側は因果関係と過失

国際的な重要性

民にとって、集団遺伝学的に深刻な問題 加は、水銀農薬を多用した日本全国の住 認された有機水銀による染色体異常の増 の発見と研究が進むにつれてその影響の 水俣病は、胎児性病の発見、 範囲が広がった。昨年スウェーデンで確 はじめ局地的な奇病と見なされていた 不顕性症例

> る水銀汚染は、スウェーデン、フィンラ を投げかけている。一方、工場排水によ かなりの部分は食いとめられたであろ ていたならば、このような汚染の進行の 同じ事態が進行中であることが伝えられ の現在、予想通りカナダ、米国にも全く もその存在が確認された。本稿を執筆中 なり、六九年にはオランダ、イタリーに ンドで六五年ころから深刻な社会問題と と重視され、その解明に全力が集中され た。もし日本における最初の発生がもっ

に対して重い責任を背負っているといえ 味は、単なる局地的なものではなく、 憂慮されている現在、大衆運動の戦略的 方向を左右するような重大な意味をもつ みならず多くの発展途上国の経済発展の 実は、政治学的にも重要であり、日本の 権思想のめざめに大きな刺戟を与えた事 組織の存在と患者の交流が、当事者の人 る。特に、水俣病の経過の後期に、支援 南アジア進出が開始され、公害の輸出が な形態の一つとしての公害反対運動の意 と予想される。すでに日本資本主義の東 こうして公害先進国日本は、世界全体 玉

この一文を、 捧げる。 病床にある細川博士に 際的な重要性をはらんでいる。

九七〇・四・二九

(1) 詳細な因果関係については、熊本大 一九七〇・四・一九、四・二六をそれぞ 学医学部編「水俣病」一九六七年、富田 朝日ジャーナル一九六九・三・一六、同 堂・一九六九年、などの成書に詳しい。 載、のち水俣病を告発する会より刊行) 八郎=字井純編「水俣病」(月刊合化連 一九六九年、宇井純「公害の政治学」三省 海外の水銀汚染については、宇井純・

(3) 水俣病を告発する会 (熊本市新屋敷 町二丁目四ノ二二本田方)編「水俣病に 五月刊行予定に、技術開発の過程につい たいするチッソの企業責任」一九七〇・ て詳しい記録がのっている。

(5) 熊本日日昭和三八年二月一七日付。 の生活を控え目に書いているが、けい眼 な読者ならば、行間の地獄図を読みとる

(4) 石牟礼道子「苦海浄土」の描写は、

いささかの誇張もなく、この時期の患者

民の憤激の声が渦巻い 集している。全紙面に患者や遺族や一般市 どの補償金提示に関して号外を発行して特 発する会」の機関紙「告発」(熊本市 新屋 が、この問題にとりくんでいる「水俣病を告 ているが、なかで、補 敷二丁目四ノ二二、本田啓吉方)が、こん 患者や遺族の怒りがさきほど話題になった 水俣病の補償金の低さと、それに対する 告

生省の職員有志が庁内や街頭でまいたとい 償額回答提示の日に厚

うビラの再録など、興味ぶかいものがある。

って各種公害被害者をヤミからヤミへ葬り 事件の実体をあまりにも知らなさすぎたこ とと同時に、企業と厚生省当局が一体とな 「私達は厚生省に働いていながら水 俣 病

> で見、自分の耳で聴いたはずである」 去っていきつつあることを昨日、自分の目

うではありませんか」 す。日常業務の実際の姿を再度掘りかえそ 決して今日からでも遅くはない と 思い ま 「厚生省に働くすべての職員のみなさん、

的な事件にしかならな に問題が発生し、地域 公害問題はバラバラ

発

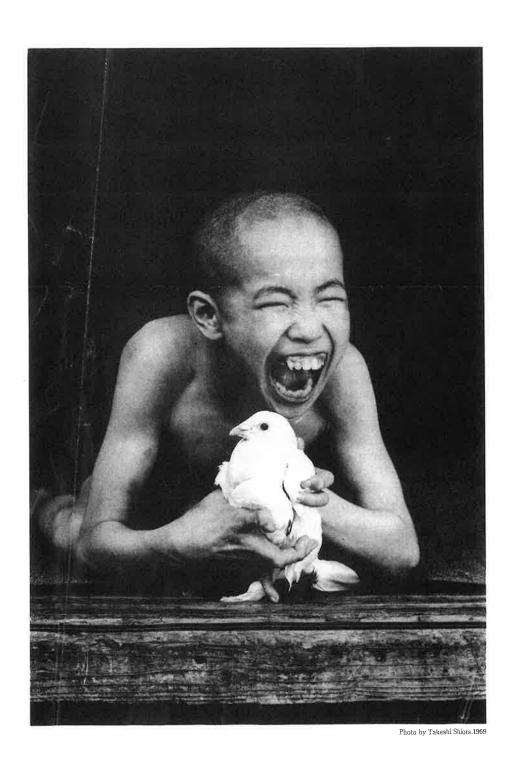
のひろがりが見られる。地域の問題をこえ 展しない。この「告発」には東京や岡山の いので、全国的な反対運動にはなかなか発 な団体とその機関紙が必要とされる時代に て、公害の全社会的な様相を告発するよう なってきたように思われる。 人も執筆していて、公害問題をめぐる関心

「朝日新聞昭和四五年六月二五日付夕刊「標的」 欄より)

1999年9月4日王-19日日 ATCミュージアム 午前10時-午後8時 (機関)

主催:水俣・おおさか展開催会議/後援:大阪府・大阪市・大阪府教育委員会・大阪市教育委員会/協力:水俣フォーラム 入場料:大人=当日1500円・前売1300円、子ども=当日700円・前売600円/お問い合せ:Tel&Fax 06-6571-7991

水俣・おおさか展 MINAMATA Osaka Exhibition



水俣は問いつづける。

開催にあたって

水俣病は1956年の公式発見の日から数えて44年めを迎えました。高度経済成長の影で産み落とされた公害の原点・水俣病。チッソ株式会社 の水俣工場が流した有機水銀によって不知火海が汚染され、これを高濃度に蓄積した魚介類を住民が食べつづけたことによって水俣病は発生 しました。被害は熊本県水俣市を中心に不知火海沿岸に広がり、約2万人もの人が患者としての認定を求めましたが行政は3千人足らずしか認 定しませんでした。

水俣病の苦い経験は生かされず、新潟、カナダ、アマゾンと世界各地で同様の被害が今なおつづいています。また96年に政治的解決が図ら れ未認定患者の多くは和解しましたが、大阪ではいまだに水俣病裁判がつづいています。

今も水俣病患者への差別や偏見が残り、病苦以上の苦痛をもたらしています。さらには「水俣病を繰り返してはならない」といわれながら、利 便性や経済性を優先しつづけている私たちの生活や社会のあり方は、水俣病の教訓を生かしているといえないのが現実です。

21世紀を目前にひかえた今、行政や企業、市民の立場を越えて「水俣に学ぶ」機会を作ることは、現在の私たちの生き方、社会のあり方を見つ め直す上で大きな意義があります。この秋開く「水俣・おおさか展」を、多くの方々とともに考える場にしたいと思います。皆様にご協力とご参 加をお願いする次第です。

展示企画

- 展示ストーリー 悲しみの底に何が見えるか プロローグ: 1956年4月、幼い少女を「奇病」が襲った クロニクル:映像も加えてたどる水俣病と私たちの40年
- 1:水俣の美しい自然・豊かな風土
- 2:水俣病の被害とは何か
- 3:水俣病の原因は何か
- 4:水銀はなぜすぐに止まらなかったのか
- 5:水俣病患者たちのたたかい
- 6:現在の水俣と水俣病事件
- 実物展示 残された物こそ雄弁に語る 水俣病発症量の有機水銀 水俣湾の海底にあった水銀ヘドロ

水俣湾に張られていた汚染魚仕切網 数々の患者遺品ほか

■ 写真展示 多くのレンズが失われた声を聞いた W,ユージン·スミス+アイリーン,M,スミス「水俣」 桑原史成「水俣病・原点から」

塩田武史「深き淵より」

芥川仁「厳存する風景」 宮本成美「終わりなき巡礼」

■美術展示……事実は表現されて真実となる 丸木位里・俊「水俣の図」(レプリカ)

中村正義「何処へいく」「おそれ」(レプリカ)ほか

■患者遺影・・・・・死者たちが入場者を見つめる

記録映画作家・土本典昭夫妻が1年間水俣に滞在して、 遺族を訪ね収集した500名の方の遺影を空間一面に展示

調 語り部コーナーその人にしか語れないことがある 水俣病患者はじめ支援者、研究者などが語る事件史の "証言"。関係者や専門家などによる約20分の小講話、 随時開催。短編ビデオの上映も。

■ ビデオコーナー・・・・水俣病を通して現代社会を考える 「チッソはなぜつぶれないのか」「水俣の魚は食べられる のか」「水俣病の解決とは何なのか」など、8つの設問に Q&A方式で答える映像の視聴ブース

ホール企画

■テレビドキュメンタリーの秀作を制作者とと もに観る「埋もれた報告-熊本県公文書の語る水俣 病」1976年、1時間、NHK作品、講演:大治浩之輔(元· NHK 記者)

9月4日(土) Dホール/午後2時~

■ 新潟水俣病の患者と映画「阿賀に生きる」を 観る1992年、1時間55分、佐藤真監督作品 9月4日(土) Dホール/午後5時~

■ シンポジウム「薬害エイズと水俣病」(両訴訟 の原告と弁護士など 出演者交渉中)

9月5日(日) コンベンションルーム1/午後2時~

■ シンポジウム「水俣病関西訴訟は今…」 関西在住の水俣病患者ほか (出演者交渉中)

9月18日(土) コンベンションルーム1/午後2時~

■ アイリーン・スミスが語る「私とユージンの作 品」(スライド使用)

9月18日(土) コンベンションルーム1/午後5時~

オリジナル展示・関西と水俣病

関西は全国で最も"県外患者"の多いところで す。その患者さんたちによる"関西訴訟"は今も 和解を拒否して続けられています。

「関西の水俣病患者」「関西患者の会のあゆみ」 「今もつづく関西訴訟」「国と県の誤りが……」 「砂田明さんを偲ぶ」「患者さんと子供たちの交流」 「パネル紙芝居」「関西の患者インタビュービデオ」

■ シンポジウム「世界に広がる水俣病 |

9月19日(日) コンベンションルーム1/午後2時~ 原田正純(熊本学園大学教授)、柳田耕一(地球緑化の 会) ほか

ミュージアムショップ

■ 水俣病書籍コーナー さらに深く知るために ノンフィクションはもとより文学作品、評論集、写真集、資 料集、文庫、新書、児童書、絵本、ビデオ、CD、CD-ROM、 フォトCDなど

■ 水俣物産コーナー 暮らしと志しが出会う 「海産物」干物、ひじき、患者が漁りつくった無添加の釜 上げしらすほか

「農産物」寒漬け大根、無農薬煎茶、患者が低農薬でつく った甘夏マーマレードほか

> 前先り券は 下級亦居 SUBSTA

販売中

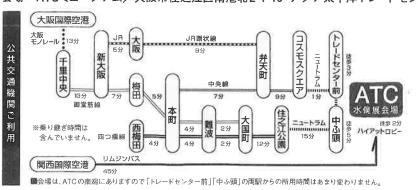
前壳券発売中

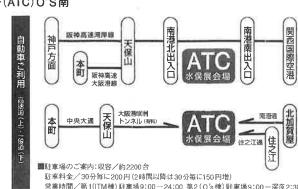
入場料:大人=1300円(当日1500円)、10枚つづり券10000円 子ども=600円(当日700円)、10枚つづり券5000円

クラスや学年、学校、子ども会単位での10人以上の団体は、1人300円でご入場いただけます。詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ…水俣・おおさか展開催会議/〒552-0007大阪市港区弁天2-1-30 環境監視研究所内/TEL&FAX:06-6571-7991 ホームページ:http://www.ne.jp/asahi/minamata.com/osaka/

会場…ATCミュージアム/大阪市住之江区南港北2-1-10 アジア太平洋トレードセンター(ATC)O'S南





営業時間/第1(ITM棟)駐車場9:00-24:00 第2(O's棟)駐車場9:00-深夜2:30

水俣・おおさか展開催の 費同者を募集中です。

●水俣展開催のためには多くの資金を必要とします。協賛金は1口3000円、団体1口10000円です。ご出資いただい た方は、「開催協力者」としてお名前を会場に掲示させていただきます。●ご送金は郵便周備え付けの振込用紙をご 利用いただき口座番号欄に[00980-7-141179]、加入奢名欄に[水俣・おおさか展開催会議]とご記入下さい。

起訴された。

II

公訴の 提起 (1)起訴手続

の濫

チッソ補償交渉事件

刑集三四巻七号六七二頁、判時九八四号三七頁 (昭和五二年(あ)第一三五三号傷害被告事件) 高裁昭和五五年一二月一七日第一小法廷決定

や打撲傷を負わせたとして、傷害罪で員らともみ合いになり、そのさい咬傷 いたが、これを阻止しようとする従業補償を求めるためチッソ株式会社に赴水俣病患者である被告人は、被害の 水俣病患者である被告人は、

万円、執行猶予一年という異例の刑をが、本件の特殊事情をくんで、罰金五た。裁判所は、これを採らなかった のに、被告人の些細な傷害だけがとり害者こそ責任を追及されるべきである第一審では、弁護人は、水俣病の加 言い渡した。 あげられたのは差別的訴追といえるか 裁判所は、これを採らなかった公訴は棄却されるべきだと主張し

う、交渉のさいの若干のゆき過ぎに刑ら、交渉のさいの若干のゆき過ぎに刑心、水俣病の未曽有の被害、行政の停心、原署は、これを容れて公訴を棄却る、原審は、これを容れて公訴を棄却を、原審は、これを容れて公訴を棄却 罰をもってのぞむのは、 一・訴追を怠ったという一半の責任を 国は、 チッソに対して捜 必ずしも当を

された。 て、三三八条により公訴棄却が言い渡訴追裁量権の行使をあやまったとし くて、検察官が刑訴法二四八条による 原則に反する偏ぱ・不公平があった、者制裁・被害者救済という公害の基* 用にあたる、というものであった。か などの事情から、 裁・被害者救済という公害の基本 いわゆる公訴権の濫

に反する、などと争って上告したのがの効力には影響を及ぼさぬとする判例の対所は、右のような逸脱も起訴の解釈を誤ったものであり、② 公訴裁量の逸脱と断じたのは、憲法一四条裁量の逸脱と断じたのは、憲法一四条 本件である。

決定要旨

②は前提を欠くと斥けたのち、職権に 最高裁 (第一小法廷) は、上告趣意① 棄却した。

いって直ちに無効となるものでないこ権の逸脱によるものであったからとであって、公訴の提起が検察官の裁量いて広範な裁量権を認められているのは、公訴の提起をするかしないかにつは、公訴の提起をするかしないかにつ

べきである。
べきである。
な極限的な場合に限られるものという
の提起自体が職務犯罪を構成するよう

当局による捜査権ないし公訴権の発動
た種々の違法行為につき、警察・検察
されるチッソ株式会社の側と被告人を
は、むしろ、水俣病公害を惹起したと に検察官の本件公訴提起を不当とするなものとはいえないのであって、当然行そのものの態様はかならずしも軽微情が存在することが認められるが、犯告人に有利に参酌されるべき幾多の事 あるであろう。原判決も、また、このの状況に不公平があったとされる点に 点を重視しているものと考えられる。 性について疑いをさしはさましめるのことはできない。本件公訴提起の相当 判決の認定によれば、 違法性及び有責性の評価については 認定によれば、本件犯罪事実のいま本件についてみるのに、原 被

> かである。 違法が判決に影響を及ぼすことは明らした原審の判断は失当であって、そのがって、本件公訴を棄却すべきものとがって、本件公訴を棄却すべきものと うてい考えられないのである。 の事態が公訴提起の無効を結果するよ認することができない。まして、本件 とする原審の認定判断は、ただちに肯て本件公訴提起が著しく不当であったの発動の状況との対比などを理由にし 原審の認定及び記録に照らしても、 うな極限的な場合にあたるものとは、 あり、他の被疑事件についての公訴権軽々に論定することは許されないので 件についての公訴権の発動の当否を ある。このような見地からするとき、 分の当不当は、犯罪事実の外面だけにすとおりであって、起訴又は不起訴処ないことは刑訴法二四八条の規定の示 審判の対象とされていない他の被疑事 よっては断定することができないので 他の被疑事件についての公訴権 した ٢

量権の逸脱が公訴の提起を無効ならしなどを総合して考えると、検察官の裁と(刑訴法一条、刑訴規則一条二項)たってはならないものとされているこの誠実にこれを行使すべく濫用にわっ誠実にこれを行使すべく濫用にわ

個人の基本的人権の保障とを全うしつ 刑訴法上の権限は公共の福祉の維持と して公訴権を行使すべきものとされて

検察官は公益の代表者と

いること(検察庁法四条)、さらに、

二四八条)、

刑訴法に列挙されていること(刑訴 権の行使については種々の考慮事項

める場合のありうることを否定するこ

件の被害者らにおいても今なお処罰を成立して双方の間の紛争は終了し、本病被害の補償について全面的な協定が 求める意思を有しているとは思われ 患者らとチッソ株式会社との間に水俣 被告人が右公害によっ

一一条を適用すべきものとは認められなるとは考えられず、いまだ刑訴法四 世なければ著しく正義に反することに判決の執行猶予付きの罰金刑を復活さ を被っていることなどをかれこれ考えて父親を失い自らも健康を損なう結果 せると、原判決を破棄して第一審

公訴の提起

II

皮毛・、 とながって気引き、 との意見と、 (一、口)にも反対して公訴権数意見と、 (一、口)にも反対して公訴権を適用すべしとする藤崎裁判官の少条を適用すべしとする藤崎裁判官の少年を適用すべしとする藤崎裁判官の少して、(二)につき四一一 口各裁判官)に対して、「なお、右の多数意見 対意見とがある。 |棄すべきものとする本山裁判官の反||用論を否定し、したがって原判決を (団 (団 藤、 、中村、

なばじめて判断を示した重要な判例訴追裁量権の逸脱について、最高公訴権濫用の三つの場合の一つ

は、裁判所よどした一と、大人と、大人と、大人といえる場合があり、と公訴権濫用論とは、検察 あろう。そういう場合として、一般訴権濫用の問題だと考えておくべきで法・無効といえる場合はないかが、公事項は具備するものの、なお訴追が違事では、従来訴訟条件とされてきた狭義では、従来訴訟条件とされてきた そ濫用だといえないわけではないが、は、訴訟条件を欠く公訴の提起はおよ るべきだという主張である。広義では、裁判所は形式裁判で訴訟を打ち切 嫌疑なき起訴、② 違法捜査に基づく起訴なき起訴、② 訴追裁量 あり、その場合に、検察官の訴追に

うものである。①は違法な起訴である とりあげられている。 実はかなり性格のちが 国家賠償の請求理

> それが不当起訴であるかどうかも争わ審理など) だけである。他方、③は、 控訴審のとった方法。本書23事件参照)。 て、濫用論として典型的かつもっともたいが正面から論点となり、したがっ ないという主張もあるが、違法捜査のれている。③は②の一つの態様にすぎ 重要なのは②である。 討を要しよう。そこで、訴追の当否じ 集証拠の排除法則とパラレルな問題検 し後者のように考えるならば、違法収 とも考えられる(赤碕町長選挙違反事件の 抑止・制裁を目的とする政策的原則だ Ł

しかし、 ら、訴追裁量は一種の羈束裁量であ被告人の権利を制約するものであるかじたいは学界の通説となった。訴追はは、その要件は別にして、この考え方 であるばかりか、三権分立の理念によニ 訴追裁量は、内容的に自由裁量 のが徐々に出てきたのであった。例にも、このような立場を支持な も司法的コントロールに服すべきだ、り、法治国である以上、検察官の訴追 を欠くという主張があらわれ、今日でべき事件を起訴した場合は、訴訟条件 り、司法による審査はありえない、と というのである。そして、 いう考えが伝統的であったといえる。 このような立場を支持するも 十数年前から、起訴猶予にす 下級審の判

裁量権の逸脱を理由に公訴棄却を言いこのようななかで、原判決は、訴追 渡した第一号判決となった。 最高裁に態度決定が迫られたわけ こうし

しかし、それは起訴じたいが職務犯罪濫用論を理論的には承認したものの、にすることはありうるとして、公訴権察官の訴追裁量権の逸脱が公訴を無効いえよう。その内容は、要するに、検 の公訴棄却は失当であったと原審を批る。そして、この基準にてらし、本件ると、要件をきびしくしぼったのであを構成するような極限的な場合にかぎ 一条を適用すべきでないといって、知りつつ、しかし、いまだ刑訴法四

裁判実

ねられるので、公訴権濫用論は実務上決定にいう「極限的な場合」が何を意は、大へんきびしいものだといえる。は、大へんきびしいものだといえる。は、大へんきびしいものだといえるでは、大へんきが、ここに展開された要件がであるが、ここに展開された要件がであるが、ここに展開された要件がであるが、ここに展開された要件があるところで 5, 論を肯定し、その要件を展開するであら、最高裁が一般論として公訴権濫用 あまり期待できないであろう。て、はなやかに判例をにぎわすことは はまちがいではないが、実際問題としもwie (各論) の時代に入ったというの 局原判決を維持した。 従来の学説・判例のすう勢 か

距離がある。
は的コントロールというアイデアといわば法の自動調整機能であって、 書55事件参照)、要するに、 七・二・二〇刑集二六巻一〇号六三一頁、本件にあらわれているが(最大判昭和四 おける非常救済として、 イティ機能を認めるものにすぎない。 -にあらわれているが (最大判昭和四似たような考えは、 いわゆる高田事 ルというアイデアとは 裁判所にエク、異常事態に

その証拠に、 必ずしも軽微といえない事案のの証拠に、原審の公訴棄却を違法 および他事件との対比を理由

務において、ときに「公訴権濫用論の務において、ときに「公訴権濫用論の ら、もうすこしゆるやかな基準――重上、それらの内在的限界という観点か則一条、検察庁法四条を援用した以判旨が、刑訴法二四八条・一条、同規ある。しかし、わたくしは、せっかく 思う。 開のために余韻を残してほしかったと 照)——を採用して、今後の判例の展 刑集三二巻六号一六七二頁、本書2事件参 件のとった方法論。最一小判昭和五三・九・七 ウトしたのであった。これ する場合の濫用論をほぼシャット 明白という程度の(大阪覚せい剤事

が、標題にてらし、解説を一般論にらむ刑訴法四一一条論こそ重要であるにからむ特殊な事情、およびこれにかなお、本件においては、水俣病公害 限ったことをおことわりしたい。

〈参考文献

特集「公訴権の濫用」Law School五号(一九七 特集「公訴権の運用をめぐって」判例タイ 井戸田侃・公訴権濫用論 (一九七八年) 三五四号 (一九七八年)

特集「川本事件最高裁決定と公訴権濫用論 ジュリスト七三七号 (一九八一年)

田た宮みや 教 立教大学)

38

公訴権の濫用

九州大学教授

田淵浩二

たぶち こうし

最高裁昭和55年12月17日第一小法廷決定

(昭和52年(あ)第1353号:傷害被告事件) (刑集34巻7号672頁,判時984号37頁,判タ428号69頁)

事実の概要

- (1) 被告人は、父を水俣病で失い、自らもその症状に 苛まれながら、日雇い、臨時工、雑役夫等をして生計を たててきた。1971年10月に新基準に基づき水俣病患者 に認定されたことから、直ちに他の認定者らと共に直接 チッソ株式会社 (以下、チッソ) と被害補償の交渉を開始した。同年12月7日に東京本社で社長に面会したのを 関機に、連日支援者らとともに東京本社に赴き、社長らに 面会を求め続けた。翌年1月に入ってからも同様の状態が続き、チッソは従業員を動員して警備にあたらせた。 1年10か月に及ぶ自主交渉の過程において、患者および 支援者と従業員との間でしばしば衝突ないしもみ合いが 繰り返され、双方に負傷者が続出して、平和裡に交渉や面会を行うことは困難な状態になっていた。
- (2) 1972年12月27日、被告人は、同年7月19日から10月25日にかけて、東京本社のあるビル内階段踊り場付近で、チッソ従業員や取締役に対して暴行を加え、全治1~2週間を要する傷害を負わせたことを内容とする5件の公訴事実により起訴された。第一審において、被告人は実質的違法性の不存在や訴追裁量権の逸脱等を主張したが、裁判所は、公訴権濫用の主張を退け、1975年1月13日に罰金5万円・執行猶予1年の刑を言い渡した。
- (3) 第一審判決に対して被告人が控訴したところ、控訴審裁判所は、水俣病の被害は公害史上最大のものといわれ、多くの者が有効な治療法が見いだせない状況のもとで、病苦に身を苛まれており、このことについては被害の拡大防止のために迅速な対応ができなかった国やにも一半の責任があること、自主交渉過程におけるのにもの間にも理由のある行為によって生じた事といるのに片方は全然訴追にあり、双方に負傷者が出ているのに片方は全然訴追されていないという事実は、もう一方の訴追にあたって当然考慮さるべき事情であることを理由に、被告人に対する公訴提起は偏頗、不公平であり、公訴権の濫用に対する公訴提起は偏頗、不公平であり、公訴権の濫用に対当る公訴提起は偏頗、不公平であり、公訴権の濫用に同法338条4号によりこれを棄却すべきものであるとして、原判決を破棄し、公訴棄却判決を言い渡した。
- (4) 控訴審判決に対して検察官が上告したところ,最高裁は適法な上告理由に当たらないと述べた上で,職権により,下記の理由から,原判決が公訴棄却とした点について判決に影響を及ぼすべき法令適用の誤りを認める判断を示した。しかし,結論としては「原判決を破棄して第一審判決の執行猶予付きの罰金刑を復活させなければ著しく正義に反することになるとは考えられ」ないとして刑訴法411条を適用せず,上告を棄却した。なお,原判決を破棄しなかったことにつき,2名の裁判官の反対意見が付された。

決定要旨

上告棄却。

- (i) 「検察官は、現行法制の下では、公訴の提起をす るかしないかについて広範な裁量権を認められているの であって、公訴の提起が検察官の裁量権の逸脱によるも のであったからといって直ちに無効となるものでないこ とは明らかである。たしかに、右裁量権の行使について は種々の考慮事項が刑訴法に列挙されていること(刑訴 法248条),検察官は公益の代表者として公訴権を行使 すべきものとされていること(検察庁法4条), さらに, 刑訴法上の権限は公共の福祉の維持と個人の基本的人権 の保障とを全うしつつ誠実にこれを行使すべく濫用にわ たってはならないものとされていること(刑訴法1条, 刑訴規則1条2項)などを総合して考えると、検察官の 裁量権の逸脱が公訴の提起を無効ならしめる場合のあり うることを否定することはできないが、それはたとえば 公訴の提起自体が職務犯罪を構成するような極限的な場 合に限られるものというべきである。」
- (ii) 「いま本件についてみるのに、原判決の認定によ れば、本件犯罪事実の違法性及び有責性の評価について は被告人に有利に参酌されるべき幾多の事情が存在する ことが認められるが,犯行そのものの態様はかならずし も軽微なものとはいえないのであって、当然に検察官の 本件公訴提起を不当とすることはできない。本件公訴提 起の相当性について疑いをさしはさましめるのは、むし ろ,水俣病公害を惹起したとされるチッソ株式会社の側 と被告人を含む患者側との相互のあいだに発生した種々 の違法行為につき、警察・検察当局による捜査権ないし 公訴権の発動の状況に不公平があったとされる点にある であろう。原判決も、また、この点を重視しているもの と考えられる。しかし、すくなくとも公訴権の発動につ いては、犯罪の軽重のみならず、犯人の一身上の事情, 犯罪の情状及び犯罪後の情況等をも考慮しなければなら ないことは刑訴法248条の規定の示すとおりであって, 起訴又は不起訴処分の当不当は,犯罪事実の外面だけに よっては断定することができないのである。このような 見地からするとき、審判の対象とされていない他の被疑 事件についての公訴権の発動の当否を軽々に論定するこ とは許されないのであり、他の被疑事件についての公訴 権の発動の状況との対比などを理由にして本件公訴提起 が著しく不当であったとする原審の認定判断は、ただち に肯認することができない。まして、本件の事態が公訴 提起の無効を結果するような極限的な場合にあたるもの とは、原審の認定及び記録に照らしても、とうてい考え られないのである。したがって、本件公訴を棄却すべき ものとした原審の判断は失当であって、その違法が判決 に影響を及ぼすことは明らかである。」

1 初期の判例

現行刑訴法は、247条において起訴独占主義を定めると共に、248条において起訴便宜主義を採用し、合わせて検察官に強力な訴追権限を与えている。そして、検察官による訴追権の行使が独善的にならないため、不起訴判断の当否を審査するため検察審査会と付審判請求手続を設けたものの、起訴判断の当否を審査する中間手続は設けなかった。そこで、公訴提起の不当性を訴える被告人から、公訴権を濫用して行った起訴は無効であり、裁判所が手続を打ち切るべきであるという、「公訴権濫用論」が唱えられてきた。

初期の最高裁判例は、傍論ながら公訴権濫用論に消極的な見解を示していた(最判昭和24・12・10刑集3巻12号1933頁)。他方、下級審の判例には、結論として公訴権の濫用を認めなかったものの、公訴権濫用論に肯定的な見解をとるのもあった(福岡高判昭和43・2・21判時516号88頁、福岡高判昭和46・9・29刑月3巻9号1166頁ほか多数)。唯一、大森簡判昭和40・4・5(下刑集7巻4号596頁)は、捜査の違法が争われた事案において、憲法31条を適用し、刑訴法338条4号を準用して公訴棄却を言い渡したが、控訴審で破棄差戻しされ、最判昭和41・7・21(刑集20巻6号696頁—本書A15事件)により上告が棄却されている。

2 公訴権濫用の類型

公訴権濫用は、①嫌疑なき起訴、②訴追裁量権の逸脱、③違法捜査に基づく起訴の3類型に分けて議論されている。本決定は、訴追裁量権の逸脱により公訴提起が無効になる余地は認めたが、「それはたとえば公訴の提起自体が職務犯罪を構成するような極限的な場合に限られる」とした。これを文字どおり読めば、訴追裁量権の逸脱が極限的な場合でなければ公訴は有効ということになり、事実上公訴権濫用を認めない立場のように読みとれる。実際、本決定以降も、公訴権濫用を理由に公訴棄却を言い渡した判例として山口簡判平成2・10・22(判タ752号251頁)があるのみで、当該判決も控訴審(広島高判平成3・10・31高刑速(平3)128頁)において破棄されている

しかし、裁量権の逸脱型起訴の場合に、公訴提起の違法性と有効性の判断基準を区別することには問題がある。というのも、嫌疑不十分な起訴については、それが違法かつ有効なものと扱っても、無罪という形で救済可能であるのに対し、裁量権逸脱型の起訴を刑訴法上は有効としてしまうと、裁判所が無罪の形で救済できるケースは可罰的違法性がなく、構成要件該当性を否定ないし違法性を阻却できる例外的な場合に限られ、かつ有罪とされた以上、訴追裁量権を逸脱した違法な起訴に対する国賠責任を追及することも困難になってしまうからである。

本決定は、検察官は広範な訴追裁量権を有することを理由に、公訴の提起が「裁量権の逸脱」によるものであったからといって直ちに無効となるものでないと述べている。しかし、裁量権の広範性を理由とするのであれば、その裁量権の逸脱が認められる場合は限定されるとはいえても、訴追裁量権の逸脱が極限的な場合にしか公訴提起は無効にならないという結論を導き出すことには論理の飛躍がある。本決定が二重に限定されるような表現を用いたことが適切であったかは疑問である。実際、

本決定は、公訴の提起を「著しく不当」であったとは認めておらず、訴追裁量権を逸脱しているがなおも公訴提起は有効な場合として、いかなる場合が考えられるのかはあいまいである。

3 差別的起訴と公訴権濫用

訴追裁量権の逸脱類型には、軽微事件の起訴や差別的 起訴が該当しうるところ、本決定の基準に従っても、① 可罰的違法性を欠くことが明らかな事件の起訴や②憲法 14条に違反する差別的起訴であれば、公訴権の濫用を 肯定する余地はある。差別的起訴に当たるか否かを判断 する場合、他事件の処理との比較の在り方が問題とな る。本件控訴審は、水俣病公害を引き起こした企業側の 責任追及との取扱いの差を不公平起訴の理由に挙げた が、憲法14条に違反する差別の立証がなされていたわ けではない。

最判昭和56・6・26 (刑集35巻4号426頁) は, 差別的捜 査に基づく公訴の提起の有効性が争点となった事案にお いて,「被告人自身に対する警察の捜査が刑訴法にのっ とり適正に行われており、被告人が、その思想、信条, 社会的身分又は門地などを理由に,一般の場合に比べ捜 査上不当に不利益に取り扱われたものでないときは,か りに、原判決の認定するように、当該被疑事実につき被 告人と対向的な共犯関係に立つ疑いのある者の一部が, 警察段階の捜査において不当に有利な取扱いを受け、事 実上刑事訴追を免れるという事実があったとしても ……, そのために、被告人自身に対する捜査手続が憲法 14条に違反することになるものでない」と述べ、「一般 の場合」に比べて「不当に」不利益に取り扱われたこと の立証を求めた。この点は, 差別的起訴についても妥当 しよう。起訴猶予にすべきか否かの判断における考慮事 情は多数存在するが、どこまで細かな差異を捨象して 「一般の場合」を設定するのか、一般の場合と異なりど のような事情を考慮したことが、憲法14条の趣旨に照 らして、不当な取扱いになるのかということが、理論的 な検討課題である(当該問題につき黒川・後掲論文参照)。

4 訴追維持の違法と手続の打切り

最後に、本件第一審においては、公訴提起後の事情変更による訴追維持の違法性も争われた。迅速な裁判違反を理由に免訴判決を言い渡した高田事件(最大判昭和47・12・20刑集26巻10号631頁—本書A31事件)に代表されるように、憲法的視点からの超法規的訴訟条件の存在を肯定する意義は否定できず、訴追維持が明らかに正義に反する場合は、検察官が公訴を取り下げなくても、司法の廉潔性を維持するため、裁判所に手続を打ち切る権限を認めるべきであるという学説も唱えられている(指宿・後掲書参照)。当該論点につき消極的立場をとった判例として、最決平成7・2・28(刑集49巻2号481頁—本書51事件)がある。他方、被告人の訴訟能力が欠如し回復する見込みがなかった事案において、裁判所の手続打切り権限を認めた初の判例として、最判平成28・12・19(裁時1666号11頁)がある。

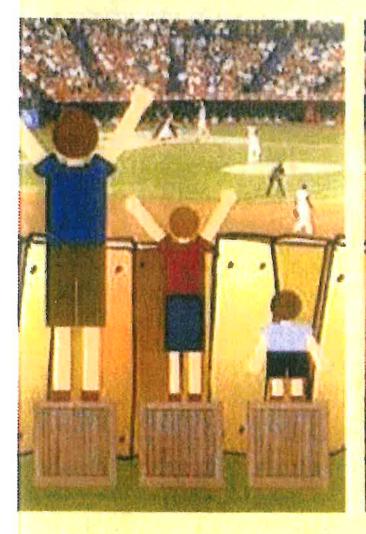
●参考文献

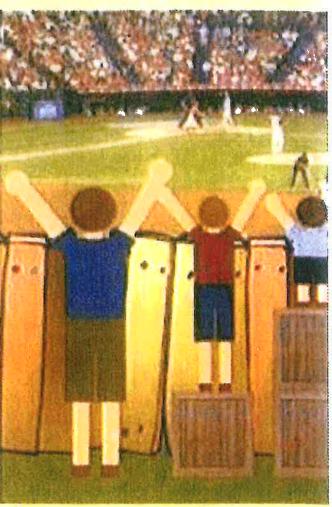
参考文献は多数に上るが、主なものとして、本百選旧版の各解説が引用する文献のほか、黒川亨子「差別的起訴の研究(1)~(3・完)」法学雑誌54巻3号1295頁、54巻4号1574頁、55巻1号306頁、寺崎嘉博『訴訟条件論の再構成 — 公訴権濫用論の再生のために』[1994]、指宿信『刑事手続打切りの研究 — ポスト公訴権濫用論の展望』[1996]、同『刑事手続打切り論の展開 — ポスト公訴権濫用論のゆくえ』[2010] がある。

"Asking you to give me EQUAL RIGHTS implies they are yours to give. Instead, I must demand that you stop trying to deny me the rights all people deserve."

www.social-consciousness.com/2012/05/love-consciousness-unity-in-love-loving.html

Equality doesn't mean Justice





Equality

Justice